

○文部科学省告示第百五十号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第七条の二の規定に基づき、文部科学大臣が総務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

平成三十年六月二十二日

文部科学大臣 林 芳正

地方税法施行規則附則第七条の二に規定する文部科学大臣が総務大臣と協議して定める書類は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条の十一第一項に規定する家屋が次の各号に規定する基準に適合するものであることを、文部科学大臣が別表の書式により証する書類とする。

一 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号。次号において「劇場法」という。）第二条第二項に規定する実演芸術の公演を行うための舞台等及び観客に実演芸術の公演を鑑賞させるための客席等を備えること。

二 地方税法附則第十五条の十一第一項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日の属する年度から三箇年度について、各年度の開館していない日、保守点検を行う日及び使用しない日を除いた期間のうち、

劇場法第三条第一項第一号又は第二号に規定する事業を実施し、又は実施しようとする日数がその期間の二分の一を超えること。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成三十年四月一日から適用する。